

平成 22 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧表	4
◎ 議事日程（2月17日）	5
開会宣告	7
日程第1 会議録署名議員の指名について	7
日程第2 会期の決定について	7
諸般の報告	7
広域連合長のあいさつ	8
日程第3 議席の指定について	10
日程第4 議案第1号から議案第9号まで、報告第1号	
上程及び提案理由説明	10
1 広域連合長 提案理由説明	11
2 事務局長 提案理由説明	13
日程第5 議案質疑及び一般質問	
1 鈴木貞夫君 議案質疑及び一般質問	23
日程第6 討論及び表決について	
1 鈴木貞夫君 討論	33
2 表決	34
日程第7 請願第1号	35
1 高木 将君 討論	36
2 鈴木貞夫君 討論	37
日程第8 閉会中所管事務調査について	38
閉会宣告	38
会議録署名	39

參考資料	議案等審議結果一覽表	41
	議案等質疑及び討論通告一覽表	43
上程議案等		45

平成22年 第1回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

⑦

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成22年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成22年2月2日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

記

- 1 日 時 平成22年2月17日 午後1時
- 2 場 所 水戸市笠原町978番26
 茨城県市町村会館 講堂

以 上

議 員 出 席 表

平成22年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月17日			2月17日
1	袴塚孝雄	○	23	片平忠行	○
2	井上清	／	24	吉岡久男	○
3	折本明	／	25	堀口正良	○
4	宇都木信太郎	○	26	和田正美	○
5	前島守雅	○	27	増田昇	○
6	鈴木義雄	○	28	佐藤節子	○
7	松田高義	○	29	小峯仁一	○
8	木村進	○	30	米川宗司	○
9	岡野一男	○	31	中山平	○
10	高木将	○	32	野村武勝	○
11	今川敏宏	○	33	高根澤節夫	○
12	村田仁人	○	34	関根ひろ子	○
13	鈴木貞夫	○	35	鯉渕秀雄	○
14	赤羽直一	○	36	豊島寛一	○
15	沼田利光	○	37	益子英明	○
16	鈴木富士雄	／	38	沼崎光芳	○
17	深川澄子	○	39	藤井孝幸	／
18	中津三郎	○	40	伊藤俊也	○
19	加藤政司	○	41	小島由久	○
20	伯耆田富夫	○	42	宇野進一	／
21	木村勝昭	○	43	木村信一	○
22	君嶋寿男	○	44	岩佐康三	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法121条）

広域連合長	中 田 裕 君（桜川市長）
事務局 長	船 橋 牧 男 君
事務局 次 長	吉 原 正 夫 君
監 査 委 員	黒 川 活 君
総務企画課長	秋 田 陽 一 君
事 業 課 長	河 合 宏 君
給 付 課 長	竹 内 光日出 君
会 計 管 理 者	江 橋 栄 二 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局 長	北 島 裕 君
書 記	長谷川 哲 也 君
書 記	五十嵐 敦 君
書 記	大 川 洋 一 君
書 記	浅 井 一 良 君
書 記	鈴 木 俊 彦 君
書 記	太 田 鉄 雄 君

提 出 議 案 一 覧 表

議案第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号	茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 7 号	平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 8 号	平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第 9 号	平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
報告第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））
請願第 1 号	後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願について

議 事 日 程

2 月 1 7 日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 22 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

議事日程

平成22年 2 月17日（水）

午後 1 時開議

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

諸般の報告

広域連合長のあいさつ

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 号 平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 8 号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 9 号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 5 上程議案等に対する質疑及び一般質問

【議案第 1 号から議案第 9 号まで、報告第 1 号】

日程第 6 上程議案等に対する討論及び表決について

【議案第 1 号から議案第 9 号まで、報告第 1 号】

日程第 7 請願第 1 号 後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願について

【請願第 1 号に対する質疑、討論及び表決】

日程第 8 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

午後 1 時 0 2 分

開会宣言

○議長（袴塚孝雄君） 大変ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまより開会をいたしたいと思います。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第 1 といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、8 番、木村 進議員、9 番、岡野一男議員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日と決しました。

諸般の報告

○議長（袴塚孝雄君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、ご了承を願いたいと思います。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため本定例会の会議に出席を求めた者

の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者表のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、議員の異動についてご報告を申し上げます。

初めに、石岡市議会選出の久保田健一郎議員が、平成21年9月14日付で石岡市議会議員を辞職したことに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第9条第2項の規定により広域連合議会議員を失職いたしました。これにより、同日、石岡市議会におきまして広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、石岡市議会議長の前島守雅議員が当選をされました。

次に、北茨城市議会選出の新保 栄議員から、平成21年10月27日付で一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されました。地方自治法第126条の規定により、議長において11月5日付でこれを許可いたしました。これにより、11月30日に北茨城市議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、北茨城市議会副議長の村田仁人議員が当選をされました。

それでは、初めに、前島守雅議員からごあいさつをいただきます。

どうぞ、前の方へお越しいただきます。

○ 5 番（前島守雅君） 前島でございます。

このたび、石岡市の補欠選挙におきまして広域連合の議員に推挙されましたので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。（拍手）

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

続きまして、村田仁人議員からごあいさつを願います。

どうぞ、前の方へお越しください。

○ 1 2 番（村田仁人君） ご紹介をいただきました北茨城市議会の村田仁人でございます。

平成21年の10月に新保 栄議員が辞職願を提出いたしました。平成21年12月新保 栄議員が逝去をいたしましたので、北茨城市議会において新たに議員を選出し、私が当選をいたしまして、この茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員になりましたので、若輩者でありますがよろしくご指導いただきますことをお願い申し上げ、ごあいさつにかえます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

広域連合長のあいさつ

○議長（袴塚孝雄君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長、中田 裕君。

○広域連合長（中田 裕君） こんにちは。広域連合長の中田でございます。

平成22年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日まで出席の議員の皆様方には、日ごろから高齢者医療行政の運営に特段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。後期高齢者医療制度の円滑な運営にご尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、後期高齢者医療制度は、制度スタートから約2年が経過しようとしておりますが、昨年夏の総選挙後の3党連立政権の誕生に伴い、国においては、当該制度を廃止するとの基本的な考え方を示しておりますことから、今後の状況は予断を許さないものとなっております。

新しい制度には、昨年11月に設置されました高齢者医療制度改革会議において議論がされておりますが、先月までに二度開催された会議の総括的議論の中での委員さんからのご意見を少しばかり紹介させていただきます。

現行制度に対する意見としては、負担の仕組みが明確であるといった意見が出されておる一方、75歳で区分するのは問題があるとの意見も出されておるところでございます。また、新たな制度については、持続可能で信頼ができる制度設計が大切であるとの意見や、高齢者の自己負担がふえないよう公費投入の拡大を図るべきとの意見も出されております。さらに、運営主体については、市町村国保との一体化を含めて都道府県単位で行うべきとの意見が多く出されていると伺っております。

いずれにいたしましても、今後月1回のペースで会議を開催し、本年夏までに中間取りまとめを行い、意識調査や地方公聴会の開催等を踏まえながら、本年末までに最終取りまとめを行った後、平成23年春の法案成立、その後、2年間の準備期間を経て、平成25年4月から新しい制度をスタートさせるとのスケジュールが示されておりますとともに、新しい制度への移行期間である平成24年度末までは、現行制度を継続するとの方針が示されております。

当広域連合といたしましては、国の動きを注視しながら、昨年6月に発足した後期高齢者医療広域連合の全国組織であります、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して現場の意見を率直に申し上げ、よりよい制度を構築できるよう、全国の広域連合と連携をしながら国への要望等を実施してまいりたいと考えているところでござい

ます。

ここで、全国の後期高齢者医療の状況をご報告させていただきます。

先月、国民健康保険中央会が発表した平成21年度上半期の後期高齢者医療の医療費速報によりますと、医療費総額は約5兆9,085億円で、対前年度同期と比較して6.1%増となっておりますとともに、1人当たりの医療費額は約43万6,000円で、対前年度同期と比較して2.8%増となっております。なお、上半期分の本県における1人当たりの医療費額は約38万6,000円で、対前年度同期と比較して約3.2%増となっております。全国順位では39位となっております。

一方、今年度の懸案となっております平成22年度及び平成23年度の保険料については、前述の医療費の推移や保険料の収納状況等を慎重に精査するとともに、平成22年度からの2年間の医療費の伸びや被保険者の所得状況等を総合的に勘案した結果、現行の保険料率、すなわち均等割額及び所得割率とも据え置くことといたします。

今回の定例会では、この保険料に関する条例の一部改正外4件の条例改正議案、さらには平成21年度補正予算及び平成22年度当初の予算に関することなど、重要事項につきましてご審議をいただくこととなっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、広域連合議会議員の皆様におかれましては、後期高齢者医療制度が高齢者の医療を支えるためのものであることをご理解いただき、引き続き、ご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げますとともに、ご出席の皆様のご活躍、ご健勝を祈念いたしましてあいさついたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

日程第3 議席の指定について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第3といたしまして、議席の指定を行います。

このたび当選されました前島守雅議員、また村田仁人議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、前島守雅議員を議席番号5番、村田仁人議員を議席番号12番にそれぞれ指定をいたします。

日程第4 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 号 平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 8 号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 9 号 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））

○議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第 4、議案第 1 号から議案第 9 号まで、報告第 1 号、以上10件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） ご異議なし、よって、議案第 1 号から議案第 9 号まで、報告第 1 号、以上10件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの10件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中田 裕君。

○広域連合長（中田 裕君） それでは、議案第 1 号から議案第 9 号、報告 1 件の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 1 号から第 9 号、報告第 1 号について、第 1 回定例会提出案件について、提案理由の説明をいたします。

最初に、条例議案 5 件について提案いたします。

議案第1号、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成20年の人事院規則の一部改正等を踏まえ、1週間の勤務時間及び勤務時間の割り振りを、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮を払う必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号、茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、年額報酬が支給される特別職の職員等の報酬額の月割計算及び報酬の支給方法を新たに定めるために改正するものでございます。

議案第3号、茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公務のために旅行する職員の私事居住地等を発着地点とする合理的な旅行に係る旅費の支給方法を新たに定めるために改正するものでございます。

議案第4号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年度及び平成23年度の新たな保険料の所得割率等を定めるとともに、平成22年度以降における所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の負担の軽減措置等について定めるために改正を行うものでございます。

議案第5号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年度における所得の少ない方、並びに被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減措置を実施するために所要の改正を行うものでございます。

続きまして、予算関係議案が4件でございます。

国内の景気は持ち直してきておりますが、失業率が高水準にあることなどにより、市町村税の減少が見込まれますことから、予算編成に当たりましては、これまで以上に効率的な財政運営に努め、職員一人一人が創意工夫し、最小の経費で最大の効果を上げられるよう取り組んでいくことを基本に編成したところでございます。

議案第6号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,115万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,184万3,000円としました。

議案第7号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40億3,007

万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,308億5,046万6,000円といたしました。

議案第8号、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,249万9,000円といたしました。

議案第9号、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,411億4,347万2,000円といたしました。

最後に専決処分の報告を1件申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございますが、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、議会招集のいとまがないことから専決処分を行ったところでございます。

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,938万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,268億2,038万7,000円としました。

以上、10件につき提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、ただいまご説明した議案第1号から議案第9号まで及び報告第1号の詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（袴塚孝雄君） それでは、詳細について事務局長より説明をさせます。

船橋牧男君。

○事務局長（船橋牧男君） それでは、広域連合長の命によりまして、議案第1号から議案第9号まで、並びに報告第1号の内容につきまして、順次ご説明をまいります。

恐れ入りますが、第1分冊議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、平成20年の人事院規則の一部改正等を踏まえ、1週間の勤務時間及び勤務時間の割り振りを、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮を払うために条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、恐れ入りますが、第2分冊議案説明書の新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、1 ページをお開き願いたいと思います。

第2条、1 週間の勤務時間でございますが、この上から2 行目、1 週間当たり「40 時間」を「38時間45分」に改めますとともに、第3条、週休日及び勤務時間の割り振り第2 項1 行目でございますが、1 日につき「8 時間」を「7 時間45分」に改めるものでございます。

恐れ入りますけれども、第1 分冊議案書にお戻りいただきたいと思います。3 ページをお開き願いたいと思います。

議案第2号、茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、広域連合特別職の職員等の中で、年額報酬が支給される特別職の職員等の報酬額の月割計算及び報酬の支給方法を定めるために、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、第2 分冊議案説明書の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、3 ページをお開き願いたいと思います。

第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に第4条及び第5条を追加するものでございます。

第4条におきましては、特別職の職員等の年額報酬について、新たにその職についたとき及びその職を離れたときは、月割計算により算出することを定めますとともに、第5条においては報酬の支給方法を定めております。

恐れ入りますが、また第1 分冊議案書にお戻りいただきたいと思います。

5 ページをお開き願いたいと思います。

議案第3号、茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

広域連合職員等の旅行命令は、所属する勤務所在地を発着の起点とすることが原則となっております。しかしながら、広域連合の用務範囲が全県にまたがっていることや、職員も県内全域の市町村から派遣されていることなどを考慮いたしますと、合理的でない点もございますことから、職員が公務のために旅行するときに、私事居住地等を発着地点とする合理性が認められた場合に、直行または直帰の旅行命令ができるように所要の改正を行うものでございます。

詳しくは、第2 分冊議案説明書の新旧対照表でご説明をいたします。

恐れ入りますが、5 ページをお開き願いたいと思います。

第3条第3項及び第6条第11項中の条文の改正につきましては、後ほどご説明申し上げます。第10条が新たに追加されましたことによる引用規定の改正でございます。

第10条につきましては、職員が公務のために旅行する場合に、私事居住地等を発着地点とする旅費の支給について、新たに定めるものでございます。

また、第11条以下の改正につきましては、第10条が新たに追加されたことにより、以下1条ずつ繰り下がったことなどによるものでございます。

恐れ入りますが、再び第1分冊議案書にお戻りいただきたいと思います。

7ページをお開き願います。

議案第4号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、平成22年度及び平成23年度の保険料の所得割率等を定めるとともに、国において決定された平成22年度以降の保険料の負担の軽減対策に基づき、所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の負担の軽減措置等について定めるため改正をするものでございます。

詳しくは、第2分冊議案説明書の新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、9ページをお開き願いたいと思います。

第8条及び第9条の改正につきましては、平成22年度及び平成23年度の保険料率を現行保険料率に据え置くため、年度のみの改正を行うものでございます。

附則第3条適用除外の改正につきましては、第20条に規定します普通徴収の際の保険料賦課の特例、いわゆる暫定賦課を平成22年度以降も適用しないことを定めるために、年度の改正を行うものでございます。

次に、附則第12条から附則第14条までは新たに追加する条文となりますが、まず、附則第12条につきましては、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例を定め、次の附則第13条及び第14条に定める平成22年度以降の被扶養者であった被保険者に係る保険料均等割額の減額や、所得の少ない者に係る保険料均等割額の減額を可能とするものでございます。

10ページをお開き願いたいと思います。

附則第13条でございますが、この附則第13条につきましては、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課額の特例措置でございまして、引き続き保険料均等割額の9割減額を可能とするために定めるものでございます。

附則第14条につきましては、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係

る保険料の賦課額の特例でございまして、第1項は、被保険者の保険料均等割額の7割軽減を8.5割軽減にすることを引き続き可能とするために定めるものでございます。

また、第2項は、被保険者個人が保険料均等割額の9割軽減に該当する場合でも、世帯全体で算定したときに8.5割軽減となった場合の被保険者については、9割軽減の特例は引き続き適用しないことを定めるものでございます。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻りいただきたいと思います。

11ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この基金は所得の少ない方、並びに被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減に係る経費として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等を積み立てておりますが、平成22年度分の交付金が平成21年度第2次補正予算で措置されましたことから、当該減額措置を実施するための条例の改正を行うものでございます。

詳しくは、第2分冊議案説明書の新旧対照表により説明をいたしたいと思います。

13ページをお開き願いたいと思います。

第6条第1号の改正につきましては、平成22年度におきましても、引き続き、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額のための財源として、この基金を充当できるように定めるものでございます。

また、第5号及び第6号の改正につきましては、平成22年度においても引き続き所得の少ない被保険者の保険料均等割額の9割軽減及び8.5割軽減のための財源として、この基金を充当できるように定めるものでございます。

続きまして、予算議案について説明いたします。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻りいただき、13ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,115万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,184万3,000円とし、債務負担行為を追加するものでございます。

詳しくは、第2分冊議案説明書補正予算事項別明細書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、18、19ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、歳出減に伴い

市町村負担金を9,224万9,000円減額し、8億3,022万2,000円といたします。

4款繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより231万円を増額し、6,262万2,000円といたしました。

説明を省略したところは、お読み取り願いたいと思います。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

20、21ページをお開き願いたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費につきましては、議員報酬の見直し等により184万4,000円を減額いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、時間外勤務手当の縮減や派遣職員人件費負担金の見込み減に伴う職員等人件費約2,000万円の減額、並びに臨時職員の適正配置や需用費の節減に努めた結果による一般管理事務経費の約1,100万円の減額など、合わせて計3,304万円を減額いたします。

24、25ページをお開き願いたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費につきましては、後期高齢者医療特別会計の執行見込額が確定したことにより、繰出金5,551万4,000円を減額いたします。

恐れ入りますが、第1分冊議案書に再びお戻りいただきまして、17ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40億3,007万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,308億5,046万6,000円とし、債務負担行為を追加するものでございます。

説明は、第2分冊議案説明書の事項別明細書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、34、35ページをお開き願いたいと思います。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款市町村負担金、1項市町村負担金、1目保険料等負担金の減額の主な理由といたしましては、所得の少ない方に対する保険料軽減措置の実施や被保険者の所得額の減少（3%）によりまして、市町村が収納する保険料が減少することに伴う保険料負担金の減額などによるものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金につきましては、療養給付費の増に伴い国が負担する療養給付費負担金の増額が見込まれますことから、9億

739万3,000円を増額いたします。

同款、2 項国庫補助金、1 目調整交付金につきましては、療養給付費等の増に伴いまして、国から交付されます調整交付金の増額が見込まれますことから、12億4,122万5,000円を増額いたします。

3 款県支出金、1 項県負担金、1 目療養給付費負担金につきましても、療養給付費の増に伴い県が負担する療養給付費負担金の増額が見込まれますことから、3 億246万4,000円を増額いたします。

36、37ページをお開き願いたいと思います。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目後期高齢者交付金につきましては、療養給付費等の増に伴い、診療報酬支払基金から交付される交付金の増額が見込まれますことから、17億9,469万2,000円を増額いたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、特別会計における事務費等執行見込額が確定したことにより繰入額を減らすことが可能となったため、5,551万4,000円を減額いたします。

また、同款、2 項基金繰入金、1 目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金につきましては、21年度当初は同基金からの繰り入れを見込んでおりましたが、最終的には同基金からの繰り入れを見込まなくても補正予算を組むことが可能となりましたことから、9 億5,296万円を減額いたします。

2 目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、所得の少ない被保険者等に係る保険料の減額のための財源として、同基金から充当する必要が生じたことから、繰入金として12億6,825万2,000円を増額いたします。

38、39ページをお開き願いたいと思います。

8 款繰越金、1 項繰越金、2 目療養給付費等繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことによりまして、2 億5,842万5,000円を増額いたします。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。

40、41ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の減額の主な理由といたしましては、一般管理事務経費の医療費通知作成業務委託料の契約差金による1,184万2,000円の減、さらには、医療費適正化事業に係るレセプト点検嘱託員の適正配置等による報酬644万8,000円の減、さらには、保険事務管理経費の被保険者証等作成業務委託料の契約差金による1,000万円の減額によるものでございます。

42、43ページをお開き願いたいと思います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目療養給付費につきましては、執行見込額の増に伴い32億746万円を増額いたします。

同款、2 項高額療養諸費、1 目高額療養費につきましては、執行見込額の増に伴い11億3,662万6,000円を増額いたします。

同款、同項、2 目高額介護合算療養費につきましては、高額介護合算療養費負担金を計算するための電算システムの開発のおくれに伴い、年度内に給付できる件数が大幅に減少することが見込まれますことから1 億1,201万3,000円を減額いたします。

44、45ページをお開き願います。

同款、3 項その他医療給付費、1 目葬祭費につきましては、4 月以降の支給実績を踏まえ、年度末までの支給件数を見込んで9,355万円（1,871件）を増額いたします。

5 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費につきましては、受診者数の減が見込まれますことから、各市町村への委託料8,255万3,000円を減額いたします。

46、47ページをお開き願いたいと思います。

同款、同項、2 目その他健康保持増進費につきましては、市町村が実施する健康相談事業や人間ドックに対する補助事業が国の補助対象事業として追加されましたことから2,750万2,000円を増額いたしました。

以上が、歳出の主なものでございます。

次に、平成22年度予算についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、別冊となっております平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合予算書の1 ページをお開き願いたいと思います。

まず、議案第8号、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9 億5,249万9,000円とします。前年度当初予算と比べて1,634万1,000円、率にいたしまして1.7%の増となっております。

詳しくは、事項別明細書によりご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入予算の主なものについてご説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目市町村負担金につきましては、市町村からの共通経費負担金といたしまして9 億3,960万1,000円を計上いたしました。医療費通知回数の増等に伴う歳出増により、前年度当初予算と比較して1,713万円の増で

ざいます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明をいたします。

14、15ページをお開き願いたいと思います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費につきましては、議会活動の経費といたしまして161万1,000円を計上しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、職員等人件費のうち時間外勤務手当として1,004万2,000円を計上しております。

また、派遣職員人件費負担金の2億4,726万3,000円につきましては、県及び市町村から派遣されている職員32名分の人件費でございます。

16、17ページをお開き願いたいと思います。

右端の説明欄1行目の使用料及び賃借料につきましては、通勤が困難な職員のための住宅借上料等としまして、1,318万1,000円とでございます。

中ほどの庁舎管理経費につきましては、光熱水費などの需用費に333万1,000円を、庁舎警備、清掃等の委託料に160万8,000円を、広域連合事務所の賃借料等に1,108万7,000円計上してございます。

次に、22、23ページをお開き願いたいと思います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目高齢者福祉費につきましては、レセプト点検等の医療費適正化事業費、電算システム経費及び保険料賦課徴収経費など、後期高齢者医療特別会計の事務費に充当する経費として、繰出金6億4,619万5,000円を計上しております。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第9号、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,411億4,347万2,000円といたします。前年度当初予算と比べて186億4,129万3,000円、率にいたしまして8.4%の増となっております。

詳しくは、事項別明細書によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、34、35ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入の主なものについてご説明をいたします。

1 款市町村負担金、1 項市町村負担金、1 目保険料等負担金につきましては、市町村が収納して広域連合に納入する保険料負担金を160億1,244万3,000円、所得の少な

い被保険者への保険料の負担軽減分を補てんする保険基盤安定納付金を41億4,789万6,000円計上しております。

同じく2目療養給付費負担金につきましては、市町村負担分の療養給付費負担金を188億5,227万5,000円計上しております。

以上により、1款市町村負担金の合計は390億7,054万9,000円になります。

次に、2款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、1目療養給付費負担金565億5,682万5,000円、2目高額医療費負担金5億7,704万6,000円で、合計571億3,387万1,000円が国の負担分となっております。

同款、2項国庫補助金、1目調整交付金は、各都道府県広域連合間における財政力の均衡を図るための調整交付金が211億5,492万2,000円、2目後期高齢者医療制度事業費補助金は、保健事業及び医療費適正化事業等に対する補助金でございまして8,316万8,000円を、国庫補助金合計といたしましては212億3,809万円でございます。

3款県支出金、1項県負担金につきましては、1目療養給付費負担金などにより、次の36、37ページにありますように、合計で194億2,932万1,000円でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目後期高齢者交付金につきましては、療養給付費等に対して支払基金から交付される後期高齢者交付金が1,009億511万1,000円でございます。

38、39ページをお開き願いたいと思います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、繰入金のうち一般会計から負担する分といたしまして6億4,619万5,000円を計上しております。

同款、2項基金繰入金、1目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金は、平成20年度に積み立てた基金から8億8,301万1,000円を繰り入れし、同款、同項、2目の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の負担軽減分を補てんするための繰入金として、16億5,977万9,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

42、43ページをお開き願いたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理事務経費につきましては、給付業務通知書発送のための郵送料や第三者求償事務手数料などの役務費を4,375万9,000円、給付業務通知書作成関連業務などの委託料といたしまして929万2,000円などを計上しております。

医療費適正化事業費につきましては、レセプト点検員18名の報酬といたしまして

3,494万8,000円、医療費通知発送のための郵送料などの役務費といたしまして5,697万6,000円、広域連合事務代行業務や新たに実施することとしております重複頻回受診者訪問指導業務などの委託料といたしまして1億5,528万2,000円などを計上いたしました。

保険事務管理経費につきましては、次の45ページ1行目にございますように、被保険者証等作成業務委託料といたしまして2,476万3,000円などを計上しております。

電算システム経費につきましては、後期高齢者医療制度のための電算処理システム運用管理業務などの委託料といたしまして1億8,436万2,000円を、また、電算機器等の賃借料といたしまして1億2,353万2,000円などを計上しております。

次に、46、47ページをお開き願いたいと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、療養給付費負担金2,295億9,176万4,000円、訪問看護療養費負担金3億7,292万円、審査支払手数料7億8,845万6,000円などを計上しております。

同款、2項高額療養諸費につきましては、高額療養費負担金78億3,538万1,000円、高額介護合算療養費負担金3億335万9,000円を計上しております。

48、49ページをお開き願いたいと思います。

同款、3項その他医療給付費につきましては、葬祭費負担金として10億1,085万円(2万217件)を計上しております。

5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費につきましては、50、51ページにございますように、後期高齢者健康診査業務等の委託料といたしまして3億1,399万円などを計上しております。

次に、54、55ページをお開き願います。

予備費につきましては、国の指導等によりまして計上しないこととしたところがございます。

次に、専決処分についてご説明をいたしたいと思います。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻りいただきたいと思います。

21ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を専決処分いたしました。

今回の補正は、23ページにございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ 2 億 3,938 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,268 億 2,038 万 7,000 円といたしたものでございます。

詳しくは、第 2 分冊議案説明書の事項別明細書によりご説明いたしますので、恐れ入りますが、56、57 ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入についてでございますが、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金につきましては、昨年 8 月に国から示された平成 21 年度の特別調整交付金交付基準の中に、新たに高額療養費特別支給金が対象となりましたことから 450 万円を増額いたしました。

また、同款、同項、3 目後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、所得の少ない方に対する保険料均等割額 8.5 割軽減分に対する財源補てん分といたしまして、国の平成 21 年度第 1 次補正予算で措置されましたことから 2 億 3,017 万 8,000 円を増額したものでございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金につきましては、医療給付費準備基金及び医療制度臨時特例基金の二つの基金からの運用利子を基金に積み立てるため 470 万 4,000 円を増額いたしました。

58、59 ページをお開き願います。

歳出についてご説明をいたします。

2 款保険給付費、2 項高額療養諸費、1 目高額療養費負担金につきましては、従来、平成 20 年 4 月から平成 20 年 12 月までに 75 歳の誕生月を迎えた方につきましては、当該月の自己負担限度額は通常の倍の限度額となっておりましたが、平成 21 年 1 月 1 日からは自己負担額限度額を半額にする措置が遡及して実施されることになりました。このため、当時における自己負担限度額を超えた額を高額療養費特別支給金として支給することが制度化されましたことから、450 万円を増額した次第でございます。

また、6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目後期高齢者医療給付費準備基金積立金につきましては、同基金の運用利子分 329 万 7,000 円を増額し、2 目後期高齢者医療制度臨時特例積立金につきましては 2 億 3,158 万 5,000 円を増額いたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（袴塚孝雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第 5 上程議案等に対する質疑及び一般質問

○議長（袴塚孝雄君） 日程第5といたしまして、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

あらかじめ発言通告がございましたので、発言者に申し上げます。発言者の発言時間は15分以内とさせていただきます。

それでは、議案質疑及び一般質問を許します。

13番、鈴木貞夫君。

○13番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。議案質疑及び一般質問を行います。

まず議案質疑から。

平成22年度後期高齢者医療特別会計（議案第9号）について、質疑をいたします。

5款保健事業費、1項健康保持増進事業費についてです。

22年度の保健事業費中の健康診査費3億1,400万6,000円は、21年度の3億6,038万8,000円と比較して、被保険者が3万人余増加しているにもかかわらず減額になっているが、この制度の健康診査を義務としていないことが原因ではないのか。

平成21年11月30日付厚労省の改革の進め方の資料の中には、健康診査の充実の対応について、市町村と協議の上、受診率向上計画を策定し着実に進めるようにとあるが、平成22年度の計画について、またその内容は前年度より充実するのか伺います。

次に、人間ドックについて。

厚労省は、後期高齢者の健康づくりのために市町村の人間ドックの実施を支援しているとされているが、茨城県において、その実施状況と平成22年度の計画の項目はふえているのかどうか伺います。

続いて、一般質問を行います。

昨年の民主党政権の発足は、後期高齢者医療制度が廃止されるものと期待を持たせました。民主党は08年6月の国会の衆議院で、この制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻す法案を、日本共産党など、当時の野党4党共同で可決しています。

政権につくと大きく後退し、廃止を4年後に先送りし、75歳という年齢で高齢者を区切り差別する制度を温存させました。今、全国で保険料値上げ反対、即廃止を求める国民の運動は大きく広がってきております。

今広域連合議会へ提案されている予算案に、平成22年度及び23年度の保険料を値上げせず据え置く予算案となっており、一定の評価はできますが、しかし、当制度そのものが持つ問題点は多く、以下質問いたします。

まず一つ、所得の低い人への独自の保険料軽減をさらに図るべきではないか。

二つ、後期高齢者医療制度には、75歳からの高齢者の方と、さらに65歳から74歳の障害のある方が加入しており、働きたくても働けない人たちが多く窓口負担は重荷であり、医療費の支払えない人に対し減免制度がさらに必要ではないでしょうか。今どのようなになっているか伺っておきます。

三つ目に、短期被保険者証の発行についてです。

厚労省は、原則として資格証明書は交付しない方針を示しておりますが、その一方で短期被保険者証を進めようとしております。

茨城県の保険料の滞納者と短期被保険者証の発行数の実態、市町村別、さらには、有効期限別の発行数を明らかにしていただきたい。原則として短期被保険者証は発行すべきではないと思うがどうか。

また、短期被保険者証による治療に制限があるのか、高額医療制度等が適用されないのか等の疑問もあり、どのようなになっているのか伺っておきます。

四つ目に、現政権は4年後に当制度を廃止し、新しい高齢者制度を施行するとしているが、しかし、県民の多くは今直ちに廃止を求めている現状を受けとめて、広域連合としての見解を伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（袴塚孝雄君） ただいまの議案質疑及び一般質問に対しまして、執行部から答弁をさせます。

事務局長、船橋牧男君。

○事務局長（船橋牧男君） それでは、鈴木（貞）議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算における歳出中、5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費が前年度に比較して減額となっております理由についてのお尋ねでございますけれども、平成21年度につきましては、平成20年度及び平成21年度の保険料の算定の際に設定いたしました健康診査受診率25%を基礎に予算を計上しておりました。しかしながら、平成22年度は平成20年度の受診率の実績値でございます15.97%、この実績を考慮した上で受診率の目標を19%に設定しましたことから、被保険者が増加するにもかかわらず予算額が減少したといったことによるものでございます。

こうした平成19年度以降、健康診査の受診率が減少しておりますが、これに対する対策といたしまして、平成21年度におきましては、市町村広報紙等への健康診査事業実施のお知らせ掲載などの対策を講じておりますが、慢性疾患によりまして医療機関を定期的に受診しているため、改めて健康診査を受ける必要はないと考えている方が

多いなどの理由によりまして、本年度の受診率についても、平成20年度と同程度の受診率になるのではないかと危惧しておるところでございます。

このため、平成22年度におきましては、これまでの対策に加えまして、国からの受診率の向上の要請もありましたことから、新たに広域連合が作成いたします各種通知用封筒への健康診査の受診率向上に関する啓発文の掲載、さらには、市町村が実施します介護予防事業やがん検診などと健康診査を同時に実施していただけるような要請を行うことなどにより、受診率の向上を図ることとしております。このようなことを含め、平成22年度の受診率向上計画を策定しているところでございます。

いずれにいたしましても、健康診査の受診率の向上は被保険者の健康の保持増進や安心して安定した生活の向上を図るためには重要なことでございますので、今後とも市町村と連携を図りながら積極的な保健事業の実施に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、県内の市町村が実施しております人間ドック事業の実施状況につきましてでございますが、平成20年度におきましては、水戸市外10市町村で受診者数は延べ413人となっております。なお、平成21年度におきましては、現在の見込みでございますが、16市町村が実施予定との報告をいただいておりますのでございまして、人間ドックも20年度と比べて増加するのではないかと考えている次第でございます。

また、人間ドックの検査項目数についてのお尋ねでございますが、人間ドックの検査項目につきましては、特定健康診査で実施いたします検査項目のほかに胃部エックス線撮影、あるいは腹部超音波検査などがございまして、これらの項目は各市町村で国民健康保険との関係でございますとか、地域性などを考慮いたしまして独自に検査項目を設定しているところでございます。そういうことから、市町村ごとに項目数に違いがある状況となっております。

なお、広域連合におきましては、こういった検査項目数のいかににかかわらず、人間ドックの助成を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、所得の少ない被保険者に対する独自の保険料軽減を図るべきではないかとのお尋ねでございますが、所得の少ない被保険者に対する保険料の軽減につきましては、現在、均等割額の減額措置といたしまして総所得金額等が基礎控除額、これは33万円でございますが、この基礎控除額を超えない世帯は7割軽減を、それから、基礎控除額を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯につきましては9割の軽減を、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者につきましては、9割

の軽減を行っているところでございます。

さらに、所得割額の軽減措置といたしまして、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の被保険者につきましては、5割軽減を行っているところでございます。

また、平成22年度から後期高齢者医療制度を廃止するまでの間、現在行われているこれらの軽減措置が継続して行われることとなっております。国の平成21年度第2次補正予算において、これらの実施に必要な予算が確保されたところでございます。

そこで、広域連合におきましても、当該軽減措置の実施に必要な条例の改正を今定例会に提案しているところでございます。

なお、議員ご質問の所得の少ない被保険者に対する広域連合独自のさらなる保険料の軽減については、財源をどこに求めるかといった問題もありますことから、考えておらないといったところでございます。

次に、働きたくても働けない人たちの窓口負担の減免制度が必要ではないかとのお尋ねでございますが、窓口負担でございます一部負担金1割の軽減につきましては、昨年2月に茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免等に関する取り扱い要領を策定し、運用しておる状況でございます。

具体的には、被保険者等が災害により財政について著しい損害を受けた場合や、長期入院により収入が著しく減少した場合などに適用しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、茨城県の保険料の滞納者と短期被保険者証の発行数の実態、市町村別、有効期限別の発行数についてのお尋ねでございますが、保険料の滞納状況につきましては、ことし2月の厚生労働省の速報によりますと、平成21年6月1日時点で本県の平成20年度賦課分の滞納被保険者数は4,443人となっております状況でございます。

また、平成21年度につきましては、2月の納付期限の第8期分がございますので、現在のところ保険者数等は確認できない状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、短期被保険者証の交付に関するお尋ねでございますが、昨年8月の被保険者証の更新時に短期被保険者証を交付いたしました。その後、各市町村で戸別訪問等の納付相談を実施し、未納額の徴収に努めているところでございます。なお、現在において短期被保険者証の更新作業中でございますので、交付件数等につきましては、確定次第速やかにお知らせをしたいと考えております。

次に、原則として短期被保険者証は発行すべきではないと思うがどうかとのお尋ねでございますが、被保険者証に関しましては、災害などの特別な事情もなく滞納が続

いた場合、通常の保険証よりも有効期限の短い短期被保険者証の交付や、滞納が1年以上続いた場合には被保険者証を返還し、資格証明書を交付する旨が国民健康保険同様法律で規定されているところでございます。しかし、特別な理由もなく保険料の滞納を続ける被保険者に対しまして、何らの対策も行わないことは、被保険者間の負担の公平性が確保できないため、短期被保険者証の発行は、保険料の未納者への対応として必要であると考えておるところでございます。

さらに、短期被保険者を交付することは、納付についての理解を得る上においても、また、滞納者との折衝機会を持つ有効な方法であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、短期被保険者証による治療に制限はあるのか、また、高額医療制度は適用されるのかとのお尋ねでございますが、短期被保険者証に関しましては、通常の被保険者証と有効期限以外全く変わりがなく、医療の給付制限や高額医療制度に関しても制限はありませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

最後に、現政権は4年後に新しい高齢者医療制度を施行するとしておりますが、県民の多くは直ちに制度廃止を求めている現状を受けとめて、広域連合としてどういうふうを考えるのかというご質問についてでございますが、後期高齢者医療制度は平成20年4月に制度がスタートして、間もなく2年が過ぎようとしております。当初は制度そのものの周知が不十分であったことなどから、多くの批判を受け、混乱した状態が続いた時期もありましたが、その後の国におけるさまざまな制度の見直しなどにより、制度自体は一定の定着を見ているところでございます。

昨年9月に滋賀県後期高齢者医療広域連合が行った意識調査によりますと、75歳以上の後期高齢者の27%が現状のままの支持をしておるとの結果も出ておりますし、一部修正の上、現行制度の骨格を維持すべきだという方が40%おるとの結果が出ておりますので、この二つを合わせた計67%の方が制度維持を求めているといった結果も出ております。

また、65歳から74歳の前期高齢者の方でも、57%が制度維持を求めているとの結果が出ておるところでございます。

このような中で制度を性急に廃止することは、これまでの制度構築に要した多額の費用と広域連合や市町村の努力を無にすることばかりではなく、被保険者はもちろんのこと、医療現場にも再び不安と混乱を招きかねないことが懸念されますので、直ちに制度を廃止すべきではないと考えておる次第でございます。

国におきましては、現在、直ちに制度を廃止するのではなく、新たな制度を施行す

るに当たって、平成24年度までは現行制度を維持するといった方針のもと、十分な準備期間を設けるスケジュールにより、昨年11月に設置されました高齢者医療制度改革会議において新たな制度を検討しておるところでございます。

広域連合といたしましては、この制度検討に当たっての現場の意見を申し述べるべく、昨年6月に設立されました広域連合の全国組織でございます全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、持続可能でわかりやすい制度の構築や、被保険者等との十分な協議、さらには制度の安定的な運営のための権限と責任の明確化等について配慮いただけるよう、国に対して要望してまいりました。

その後、当該協議会の会長さんが国の高齢者医療制度改革会議の委員さんに選出されましたので、これまで以上に意見を申し述べる機会がふえたと考えております。

今後は幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度が設計できるよう、積極的に意見を申し述べていきたいと考えているところでございます。

以上で答弁の方を終わりにさせていただきます。以上でございます。

○議長（袴塚孝雄君） ただいまの答弁に対し、再質問を許します。

13番、鈴木貞夫君。

なお、発言時間は10分7秒でございます。

○13番（鈴木貞夫君） 今、一応答弁というか、聞きましたけれども、この健康管理の問題、健康診査の問題というのは、ただ比較して25%が15.9%になったから、それによって減額したというのであるならば、老人の健康管理というのを具体的にどういうふうに考えているのかということを、私は疑問に思います。

私たちが調べた何市町村かの健康診査の率を見ても、具体的に市町村の名前は言いませんけれども、21年度の実施で最低3.4%というところもあるのですね。あとはほとんどが10%台、前年度から比べたらその率がみんな下がっている、これはどういうことなのか。75歳以上になった人たちの健康診査が重要視されていないということが一番問題だと思います。

以前には、国保の場合は義務であった。それが努力義務ということになってしまっ、極端に言えば、やってもやらなくてもいいということになったのではないのでしょうか。

皆さんもお持ちだと思いますけれども、この厚労省の資料の中にも、平成16年が24%、17年が25%、18年は25%、平成19年度は26%で上がってきているわけですが、20年度では21%と下がってきていると。下がったから、その率で計算して健康診査をやればいいのかというのは、私は納得できません。いずれにしても、予防ということが医

療の面では一番大切であって、殊に病気がちの人たちが集まるこのような75歳という構成の中では、殊に予防医療ということに力を入れるべきだと思います。

いわゆるメタボについても、国保の場合は74歳までやりますけれども、後期高齢者になったら必要ないと、いわゆる胴回りをはかる必要もないし、全然いろいろな対策もとらないとなってくるとしたら、この後期高齢者医療制度の中での実態は何になるのか、やはり健康診査というのをもっと具体的に、ただ単に広報すればいいという問題以上に力を入れてやるべきだと思うのですね。

私は笠間市ですけれども、ちょっと担当者に聞いたら、この中には各広域連合に対して11月中旬までに市町村と協議の上、平成22年度の目標受診率ですね、目標受診率達成に向けた具体的な取り組みを掲げた健康診査受診率向上計画を策定するとともに、当該計画に基づく取り組みを着実に進めるよう要請すると、こういうふうに書かれているのですね。厚労省の。

これ、各市町村で実際にやったのでしょうか。私が聞いたら、いやあというふうに首を傾げていました。ここにも既に11月の段階で出されているわけですから、ぜひともこういうことを各市町村とやってもらいたい。そのことをまず、どうなっているかをお聞きしたいと思うのです。

また、人間ドック等についても、どこの市町村がやるやらないは勝手だというようにしか聞こえないですね。国としては、一応その費用については支援するとなっているわけですから、やはり全県的に、茨城県全体でどのように進めるかということ、広域連合がもっと主導権をとって、この健康診査と相まってやるべきではないでしょうか。そうしない限り高齢者の健康というのは守れないし、ますます医療、いわゆる病気になってから病院に行くのではなく、その前にどういうふうに手を打つかということが必要だと思うのです。

確かに高齢者の問題としては、足がないとか、なかなか実際には行けないという問題もありますから、その市町村がどういうふうに具体的にやるかは、広域連合も支援しながら具体的にできるような方法というのをとらない限り、私はこの受診率は上がらないし、それを下げていったらずっと限りなくゼロに近づいてしまうのではないかと。

私たちもいろいろな市町村から一応調査をしました。今、その点については分析して、どのようになるかは具体的に提案なり何なりはしていきたいと思いますが、やはり広域連合としてそれらについての確実なる、ただ単に広報すればいいという問題でなくしてやっていただきたい。その辺についてのご回答を、もう一度いただきたいと思います。

一般質問の件ですね、この所得の低い人たちの問題ですね。私は今度の請願で出しましたけれども、いろいろ署名を集めていろいろな人たちとも話もしました。とにかく一番言われることは、収入がなくて寝ている、寝たきりになっている80歳、90歳に近い人たち、介護と後期高齢者保険料を支払うことによって大変だと言っているのですね。

今回提案された保険料は据え置きとなりました。これ料率その他変わらないから据え置きになったのですね。ただ表面的に見ると4万9,660円が21年ですね。22年度は4万6,992円でした。料率は同じでありながら、今年度の高齢者のいわゆる保険料というのが、見た目には下がってきているというのが実態ですね。21年度は4万9,000円何がしが、来年度は4万6,992円となりますね。2,668円減額するのですよ、保険料が、平均で。

じゃなぜ減額したか、料率も変わらず均等割も変わらずになぜ下がったのか。この原因というのは、高齢者の収入が、実収入が下がったから下がったというのですよ。私は、これは大変なことだと思うのです。

私がこの一般質問の中で強調したいのは、所得が下がって、それによってただ単に下がったと、据え置くということになるわけですがけれども、さらに殊に所得のない人たち、普通徴収と言われる人たちへの減額措置というのは必要ではないかというのを、ここで強調したいわけです。

いずれにしても、働きたくても働けない人たち、それらの人に対するこれからの支援策、または減免措置というのは、医療費の窓口負担も含めてやっていかなければできないだろうと思うのです。

私など訪ねて行ったときに、八十何歳のお母さんを見ている人ですね、ついに仕事をやめてしまったと。介護保険なのか後期高齢者なのかわからなくて入院もされない、させることもできない、結局は自分で面倒を見なければならないということで、今は大変な時代になっていると言っているわけです。実際にそういう人たちが今は全国的にもふえておりますけれども、そういう人たちに対する支援策というのを、広域連合として立てながら、そのことに対して国や県に対策を申し入れていくということが必要ではないでしょうか。

ただ単に国で決まったこと等を受けて、ただ広域連合としてやっているならば、広域連合の具体的な活動としては見劣りするのではないのでしょうか。どのような対策をするのかということについても、広域連合には私として申し入れをするということが必要だと思います。

この短期被保険者証の発行の問題ですね。確かに資格証明書については、この中にも発行するなど、ただその中に資格証明書を発行せずに短期証明書を繰り返し発行しろと、ここにそういうことが書かれているわけですが、高齢者は保険証を持たなくなったときにどういう事態になるかということを考えたときに、できる限り証明書の発行というのは、資格証明書なり何なりの発行というのは、ないことが必要ではないか、その何か具体策というのを考えられているのかということについて、もう一度ご回答をいただきたいと思います。

○議長（袴塚孝雄君） ただいまの13番鈴木貞夫君の再質問に対しまして、答弁をお願いいたします。

船橋牧男君。

○事務局長（船橋牧男君） ただいまの鈴木（貞）議員の再質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

第1点目の受診率についてでございますが、平成20年度に目標として設定いたしました19%という数字でございますが、確かに20年度の25%と比べますと目標率としては少ないのではないかとというご意見もあると思いますが、実績から見ますと、16%から3%アップさせるという目標でございますので、この目標はそれほど悪い目標ではないのではないかと考えておる次第でございます。

なお、この19%につきましては、平成19年の老人保健時代の受診率が19%でございましたことから、この率までは達成しようということで目標に掲げた次第でございます。

次に、受診率向上のための計画の話でございますが、これは先ほどの答弁でもございましたように、22年度におきまして新たな取り組みをするということで計画に盛り込みまして、これから対応していきたいと考えており、国には提出しておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、人間ドックにつきましては、これも広域連合として漫然としているのではなくて、できる限り多くの方に人間ドックを受けていただけるように、市町村が取り組みやすい環境づくりということでやっていきたいと考えております。実際にいろいろな人間ドックについて取り組んでいただけるように要請した結果、先ほど答弁にもありましたように、平成20年度と比べて、平成21年度は市町村数も増加しておりますし、受診者の方も相当数ふえる見込みでございますので、こういう取り組みを今後とも続けていけば人間ドックの受診率も向上させることができるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、保険料の所得の低い方に対する減免措置でございますが、これにつきましては、当初の答弁のときにも申し上げましたように、その減免に係る財源というものをどこに求めるかといった問題もありますので、現在のところは考えていないということでご理解いただければと思います。

それから、短期被保険者証につきましては、これも一般質問の答弁の中でもお答え申し上げましたが、やはり被保険者等との納税相談とか、そういうことでの直接的な触れ合いを通してこの制度の理解も深めていくといった面もありますので、この短期被保険者証についても継続して発行し、できる限り同意についてご理解をいただけるよう、私ども市町村と協力をしながら努めてまいりたいと考えておりますので、私からの答弁は以上でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（袴塚孝雄君） 以上で、13番、鈴木貞夫君の議案質疑及び一般質問を終了いたします。

これで上程議案等に対する質疑及び一般質問を終了いたします。

日程第6 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第6といたしまして、上程議案等に対する討論及び表決についてを議題といたします。

討論の通告がございましたので、これを許します。

13番、鈴木貞夫君。

○13番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合予算についての反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は2008年4月に発足しました。しかし、発足前から当制度は多くの問題点が指摘され現在に至っております。高齢者の医療充実よりも国の医療費を削減するために導入された、75歳以上の高齢者に重い負担と差別的医療を押しつける制度です。昨年、自公政権退場の大きな国民の怒りの源になり、新政権はこの制度の廃止を明言していましたが、新制度をつくるとして、今、先延ばしされております。

昨年厚労省の資料の高齢者医療制度改革の進め方等についてを見ても、どのような制度になるのか全くわかりません。2008年6月の参議院選で民主党、共産党など4党により廃止法案が可決した事実を反故にすることは許されません。

ことは2年ごとに保険料の見直しの年となり、今、全国で値上げ中止を求める運

動が進められております。茨城県でも茨城県社会保障推進協議会が中心とする値上げ中止を求める請願が取り込まれ、短期間に7,500名以上の署名が集められ、広域連合議会に提出されました。今回の当広域連合の提案には、値上げを据え置きとしております。

私はこの間、何人かの高齢者の方々や、家族に会い署名をいただきました。80歳を超えた母親の介護をしている息子さんは仕事をやめざるを得ませんでした。介護の分野なのか、後期高齢者医療制度の対象なのかのはざまで、その負担に耐えられず入院させることもできずに、自宅で看護せざるを得ないのが現実です。寝たきりになって働きたくても働けない状態の中で、介護保険、後期高齢者医療保険の負担に耐えきれない多くの人がいることが現実です。

昨年厚労省が出した資料によれば、茨城県の短期被保険者証の発行は1,370件です。全国で2万8,203件、その約5%近くを占めております。460件の兵庫県、450件の大阪府、1,000件以上は沖縄県、広島県、愛媛県、茨城県の順に多くなっております。滞納者の多くは低所得者ではないでしょうか。資格証明書、短期証明書の発行中止を求める運動が各地で取り組まれ、東京都、神奈川県等7都県の発行はゼロとなっております。高齢者の健康を守ることからも短期被保険者証等の発行は行うべきでありません。

また、健康診査について、対象者が3万人増加が見込まれる中で5,000万円からの減額は、予防医療こそが医療費の削減にもなり、高齢者が安心して生活できるためにも健康診査には力を入れるべきではないでしょうか。この制度の起案者も、5年間もつかどうかと言っておりました。

今回の当連合議会への提案は一定の評価はできますが、この制度の諸矛盾、多くの矛盾点も多く、直ちに廃止、元に戻るべきものと考えます。

議員の皆さんのご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（袴塚孝雄君） 以上で、討論は終わりました。

これより採決いたします。

採決の方法につきましては、議案第1号外9件を一括して採決いたします。

採決につきましては起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号まで、報告第1号、以上10件につきまして、原案のとおり可決、承認することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（袴塚孝雄君） 起立多数。よって、議案第1号から議案第9号まで、報告第1号、以上10件につきましては、いずれも原案のとおり可決、承認することに決しました。

日程第7 請願第1号 後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願について

○議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第7、請願第1号、後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願についてを議題といたします。

あらかじめ請願文書表につきましてはお手元に配付してございますが、配付漏れはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） 配付漏れなしを確認いたしました。

議会事務局職員から請願文書表を朗読させます。

それでは、よろしくお願いします。

○議会事務局長（北島 裕君） それでは、私の方で説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願書

提出者 茨城県社会保障推進協議会代表委員 渋谷敦司

茨城県後期高齢者運動連絡会長 近沢重男

外7,512名

紹介議員 鈴木貞夫

〔請願趣旨〕

今年4月から後期高齢者医療保険料の値上げが計画されています。厚生労働省は13.8%値上げになると発表しました。

高齢者は年金が減ったうえに、介護保険料や税金の負担が増え、そのうえ後期高齢者医療保険料が値上げされれば、生活を一層苦しめることになります。

茨城県後期高齢者医療広域連合事務局は「基金積立金を活用して値上げを抑制する」とは述べていますが、「値上げしない」とは言明していません。

後期高齢者医療制度は国民の強い怒りを呼び、昨年の総選挙で政権交代の一つの要因となりました。高齢者を年齢で差別する「現代のうば捨て山」との批判もあります。

県民を代表する貴議会が、高齢者と県民の立場にたち、値上げを中止する勇断を求め、以下のことを請願します。

〔請願事項〕

来年度からの保険料値上げをしないこと。

以上です。

○議長（袴塚孝雄君） 請願文の朗読は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

10番、高木 将君。

○10番（高木 将君） 10番、高木 将でございます。

私は、この請願に不採択の立場から発言をさせていただきます。

今回、後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願書ということで、今、事務局が朗読いたしましたとおり、皆様のお手元に配付されているわけではありますが、これにつきましては受理月日が1月19日ということでございました。

その後、先ほど賛成多数により平成22年度の予算が賛成可決されたわけですが、ご存じのように、事務局及び紹介議員の鈴木（貞）議員の表現からすれば、据置きというような表現でございましたけれども、この基金積立金を活用した結果として実質2,668円の減額になっているところでございます。

その請願文書の中段に、「基金積立金を活用して値上げを抑制するとは述べていますが、値上げしないとは言明していません」と、私はこの1点、やはり大きな意味を持つと思っております。請願文書でありますので、この請願文書によって、この採択、不採択、継続審議というものを議論すべきであるとする、その観点から考えますと、私は議会運営委員会の委員長として紹介議員であります鈴木貞夫議員にも、この請願文書の取り下げ、もしくは文言の訂正等について、いかがお考えかというお話をさせていただきました。しかしながら、これにつきましては、この署名が7,500名を超える方々のご署名をいただいている関係からすると、これを取り下げ及び文言を訂正することはできないというご発言でありました。

私は、これは請願署名をいただいた方々のお気持ちを考えるならば、ぜひこの辺については文言を整理するべきであったと思っております。

先ほど申し上げましたように、請願につきましては、この採択、不採択、継続審議につきましては、請願文書によって判断をせざるを得ないという観点からいたします

と、私はこの請願につきまして反対を表明させていただき、不採択ということで議員の皆様方のご理解を賜りたいと存じます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（袴塚孝雄君） ほかに討論のある方、ございますか。

鈴木貞夫君。

○13番（鈴木貞夫君） 請願について、採択すべきものという立場から討論を行います。

請願の文書の形式よりも、私はその中身にあると思います。

今回の請願は、茨城県社会保障推進協議会が中心になって行いました。今回の後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願です。2年ごとに保険料見直しをする現制度の中で、今、全国で値上げ中止を求める運動が起こっており、この制度の高齢者への不賛同となることへの反対運動が高まっているのが現実です。この中で、茨城県でも短期間に7,500名を超える署名が請願書とともに提出されました。署名はその後1,000人以上が集められているのが実態です。

今回据え置きとされたことについては、一定の評価はできます。均等割、また所得割制度は以前のままであり、実質的な値下げにはなっておりません。先ほど2,668円が減額されたと言われましたけれども、その原因は、先ほども私は申しましたけれども、高齢者の収入減によるものであって、黙っていても下がってしまう。高齢者が収入減になって、2,668円からの平均的に下がるということは、高齢者にとってはまさに大変な経済的な負担を強要しているのではないかと思います。

高齢者にとって、介護保険、後期高齢者医療と相まって、当の保険料が重く、負担となってきたのも現実です。その上に収入減ということは、どのような困難をもたらすのでしょうか。現にある積立金を崩しても保険料の減額が必要ではないでしょうか。

民主党政権となり後期高齢者医療制度が先送りされたとはいえ、3年後には廃止の方向が出されています。当制度がいかに矛盾に満ちた制度であるかを物語っているのではないのでしょうか。今回提案されている請願は、まさに後期高齢者の切実な声を反映しており、当議会において採択されることが必要であることを主張し、私の採択賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（袴塚孝雄君） 10番、高木君。

〔「おかしいのじゃないの、討論は1回だよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） 最初に高木君から討論をいただいておりますので、ただいまの討論については取り消しをさせていただきます。

このほかに討論のある方はおいでになりますか。

ございませんか。

それでは、ないようでございますので、以上で討論を終了いたします。

これから請願第1号を採決いたします。

この採決につきましては起立によってお諮りをいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（袴塚孝雄君） 起立少数でございます。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

日程第8 閉会中の所管事務調査について

○議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中の所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会から申し出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（袴塚孝雄君） それでは、以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。よって、平成22年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

大変どうもありがとうございました。

午後2時57分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

8 番

9 番

参 考 資 料

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件 名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
議案第 2 号	茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
議案第 3 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
議案第 4 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
議案第 5 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
議案第 6 号	平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
議案第 7 号	平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
議案第 8 号	平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
議案第 9 号	平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	22. 2 . 17	原案可決
		22. 2 . 17	
報告第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））	22. 2 . 17	承認
		22. 2 . 17	

請 願

受理番号	件 名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
請 願 第 1 号	後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願について	22. 2 . 17	不採択
		22. 2 . 17	

議案質疑、一般質問及び討論通告一覧表

【質 疑】

質問者	鈴木 貞 夫 議 員
質 問 事 項	質 問 要 旨
【平成22年度後期高齢者医療特別会計（議案第9号）】	5 款保健事業、1 項健康保持推進事業費について ① 22年度の保健事業費中の健康診査費314,006千円は、21年度の360,388千円と比較して被保険者が3万人余増加しているにもかかわらず減額になっているが、この制度の健康診査を義務としていないことが原因ではないか。 平成21年11月30日付、厚労省の改革の進め方の資料の中に、健康診査の充実の対応について市町村と協議の上、受診率向上計画を策定し、着実に進めるようにとあるが、平成22年度の計画の内容は、充実しているか。 ② 人間ドックについて厚労省は後期高齢者の健康づくりのため市町村の人間ドックの実施を支援しているとされているが、茨城県においての実施状況と平成22年度の計画の項目は、増えているか伺う。

【一般質問】

質問者	鈴木 貞 夫 議 員
質 問 事 項	質 問 要 旨
昨年の民主党政権の発足は、後期高齢者医療制度が廃止されるものと期待を持たせました。	① 所得の低い人への独自の保険料軽減をはかるべきではないか。 ② 後期高齢者医療制度には、75歳からの

民主党は、08年6月の国会で、この制度を廃止し元の老人制度に戻す法案を日本共産党など当時の野党4党共同で可決しています。 政権につくと大きく後退し、廃止を4年後に先送りし、75歳という年齢で高齢者を区切り差別する制度を温存させました。 今、全国で保険料値上げ反対、即廃止を求める国民の運動は、大きく広がってきています。 今広域連合議会へ提案されている予算案に平成22年度及び23年度の保険料を値上げせず据え置く予算案となっており、県民の要望にこたえるものとなっています。 しかし当制度そのものがもつ問題点は多く、以下質問します。	高齢者の方と65歳から74歳の障害者の方が加入しており、働きたくても働けない人達が多くおり、窓口負担は重荷であり、医療費の支払えない人に対し減免制度が必要ではないか。 ③ 短期被保険者証の発行について、厚労省は「原則として資格証明書は交付しない」方針を示しているが、その一方で短期被保険者証を進めようとしている。 ・茨城県の保険料の滞納者と短期被保険者証の発行数の実態、市町村別、有効期限別の発行数を明らかにしていただきたい。原則として、短期被保険者証は発行すべきではないと思うがどうか。 ・短期被保険者証による治療に制限はあるか、又、高額医療制度は適用されるのか。 ④ 現政権は4年後に当制度を廃止し、新しい高齢者制度を施行するとしているが、しかし県民の多くは今、直ちに廃止を求めている現状を受け止め、広域連合としての見解を伺いたい。
---	--

【討 論】

発言者	鈴木 貞 夫 議 員
発 言 事 項	発 言 要 旨
【議案第9号】	平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に反対。

上 程 議 案 等

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年 2 月17日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

（提案理由）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第 6 項の規定に基づき、平成20年の人事
院規則の一部改正等を踏まえ、1 週間の勤務時間及び勤務時間の割振りを、国及び他の
地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮を払うために、この条例案
を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

第2条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年 2 月17日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第203条の2第4項の規定に基づき、年額報酬が支給される特別職の職員等の報酬額の月割計算及び特別職の職員等の報酬の支給方法を定めるために、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第6条を第8条とし、第4条から第5条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

（報酬の月割計算）

第4条 特別職の職員等が新たにその職についたときの年額報酬は、その職についた日の属する月から月割をもって算出した額とし、その職を離れたときの年額報酬は、その職を離れた日の属する月まで月割をもって算出した額とする。

2 前項の規定により算出した額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り上げた額とする。

（報酬の支給）

第5条 特別職の職員等に支給する年額報酬は、毎年度末月に支給し、月額報酬及び日額報酬は、適宜支給する。ただし、広域連合長が特に必要があると認めるときは、年額報酬の支給月を変更することができる。

別表中「（第3条、第4条関係）」を「（第3条、第6条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 3 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年 2 月17日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員の私事居住地等を発着地点とする合理的な旅行に係る旅費の支給方法を定めるために、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第3条第3項中「第13条、第14条及び第16条」を「第14条、第15条及び第17条」に改める。

第6条第11項中「第22条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第30条を第31条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第26条第3項中「第21条第1項第1号」を「第22条第1項第1号」に改め、同条を第27条とする。

第25条を第26条とする。

第24条第1号中「第13条、第14条又は第16条」を「第14条、第15条又は第17条」に改め、同条を第25条とする。

第23条第1号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第24条とする。

第22条を第23条とする。

第21条第1項第2号中「第19条第1項第1号又は第3号」を「第20条第1項第1号又は第3号」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条第2項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

別表第1中「（第17条、第18条、第20条、第23条関係）」を「（第18条、第19条、第21条、第24条関係）」に改める。

別表第2中「（第19条関係）」を「（第20条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 4 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

平成22年 2 月17日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

（提案理由）

平成22年度及び平成23年度の保険料の所得割率等を定めるとともに、国において決定された平成22年度以降の保険料の負担の軽減対策に基づき、所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の負担の軽減措置等について定めるため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

第 8 条及び第 9 条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に改める。

附則第 3 条中「平成20年度及び平成21年度」を「当分の間、平成22年度以降の各年度」に改める。

附則第11条の次に次の 3 条を加える。

（平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例）

第12条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第13条若しくは附則第14条」とする。

（平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第13条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「被保険者（前条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 2 号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の 5」とあるのは「10分の 9」とする。

（平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第14条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の 7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第 1 項第 1 号の 2 の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度以降の年度分の保険料について適用し、平成21年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年 2 月17日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

（提案理由）

平成22年度における所得の少ない方並びに被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減に係る経費として、国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が平成21年度第2次補正予算で措置されたことから、当該軽減措置を実施するため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部
部を改正する条例

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 平成20年度、平成21年度及び平成22年度における広域連合が行う法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る保険料の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第2項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合

第6条第5号中「平成21年度」を「平成21年度及び平成22年度」に、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）」を「算定政令」に改め、同条第6号を次のように改める。

- (6) 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号。以下「医療条例」という。）附則第11条の規定に基づく広域連合が算定する平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の被保険者均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合及び医療条例附則第14条の規定に基づく広域連合が算定する平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の被保険者均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合

附則第2条中「平成23年」を「平成24年」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 6 号

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91,151千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ921,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成22年 2 月17日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		922,471	△92,249	830,222
	1 負 担 金	922,471	△92,249	830,222
2 財 産 収 入		168	△126	42
	1 財 産 運 用 収 入	168	△126	42
4 繰 越 金		60,312	2,310	62,622
	1 繰 越 金	60,312	2,310	62,622
5 諸 収 入		11,518	△1,086	10,432
	2 雑 入	11,260	△1,086	10,174
歳 入 合 計		1,012,994	△91,151	921,843

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,310	△1,844	1,466
	1 議 会 費	3,310	△1,844	1,466
2 総 務 費		320,504	△33,793	286,711
	1 総 務 管 理 費	320,262	△33,793	286,469
3 民 生 費		685,179	△55,514	629,665
	1 社 会 福 祉 費	685,179	△55,514	629,665
歳 出 合 計		1,012,994	△91,151	921,843

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎清掃業務委託料	平成22年度	1,081
一般廃棄物収集運搬業務委託料	平成22年度	195
玄関自動ドア保守点検業務委託料	平成22年度	87

議案第 7 号

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 5 号）

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,030,079千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,850,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成22年 2 月 17 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市町村負担金		37,846,447	△690,645	37,155,802
	1 市町村負担金	37,846,447	△690,645	37,155,802
2 国庫支出金		71,681,273	2,152,400	73,833,673
	1 国庫負担金	52,795,210	915,162	53,710,372
	2 国庫補助金	18,886,063	1,237,238	20,123,301
3 県支出金		17,952,961	310,233	18,263,194
	1 県負担金	17,952,960	310,233	18,263,193
4 支払基金交付金		92,876,555	1,794,692	94,671,247
	1 支払基金交付金	92,876,555	1,794,692	94,671,247
5 特別高額医療費 共同事業交付金		13,504	6,151	19,655
	1 特別高額医療費 共同事業交付金	13,504	6,151	19,655
7 繰入金		2,277,140	259,778	2,536,918
	1 一般会計繰入金	685,179	△55,514	629,665
	2 基金繰入金	1,591,961	315,292	1,907,253
8 繰越金		3,967,096	264,596	4,231,692
	1 繰越金	3,967,096	264,596	4,231,692
10 諸収入		200,300	△67,126	133,174
	3 雑入	200,296	△67,126	133,170
歳入合計		226,820,387	4,030,079	230,850,466

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		685,470	△43,321	642,149
	1 総 務 管 理 費	682,633	△41,147	641,486
	2 賦 課 徴 収 費	2,837	△2,174	663
2 保 険 給 付 費		221,134,716	4,319,077	225,453,793
	1 療 養 諸 費	213,289,008	3,200,914	216,489,922
	2 高 額 療 養 諸 費	7,010,458	1,024,613	8,035,071
	3 その他医療給付費	835,250	93,550	928,800
3 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		160,115	△1,854	158,261
	1 県財政安定化基金拠出金	160,115	△1,854	158,261
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		13,504	6,351	19,855
	1 特別高額医療費 共 同 事 業 拠 出 金	13,504	6,351	19,855
5 保 健 事 業 費		360,914	△55,051	305,863
	1 健康保持増進事業費	360,914	△55,051	305,863
8 諸 支 出 金		4,019,701	4,877	4,024,578
	1 償還金及び還付加算金	4,019,701	4,877	4,024,578
9 予 備 費		200,000	△200,000	0
	1 予 備 費	200,000	△200,000	0
歳 出 合 計		226,820,387	4,030,079	230,850,466

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
第三者行為損害賠償求償事務委託料	平成22年度	2,625
給付業務通知書作成関連処理業務委託料	平成22年度	6,593
後期高齢者医療広域連合事務代行業務委託料	平成22年度	66,104
レセプト点検業務委託料	平成22年度	22,454
被保険者証等作成業務委託料	平成22年度	24,763
電算処理（標準）システム運用管理業務委託料	平成22年度	101,966
内部情報機器賃借料	平成22年度	2,735
健康診査データ管理業務委託料	平成22年度	4,471

議案第 8 号

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ952,499千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成22年 2 月 17 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		939,601
	1 負 担 金	939,601
2 財 産 収 入		47
	1 財 産 運 用 収 入	47
3 繰 入 金		1
	1 基 金 繰 入 金	1
4 繰 越 金		2,000
	1 繰 越 金	2,000
5 諸 収 入		10,850
	1 預 金 利 子	927
	2 雑 入	9,923
歳 入 合 計		952,499

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,611
	1 議 会 費	1,611
2 総 務 費		300,692
	1 総 務 管 理 費	300,428
	2 選 挙 費	103
	3 監 査 委 員 費	161
3 民 生 費		646,195
	1 社 会 福 祉 費	646,195
4 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
5 予 備 費		4,000
	1 予 備 費	4,000
歳 出 合 計		952,499

議案第 9 号

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,143,472千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

平成22年 2 月 17 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 負 担 金		39,070,549
	1 市 町 村 負 担 金	39,070,549
2 国 庫 支 出 金		78,371,961
	1 国 庫 負 担 金	57,133,871
	2 国 庫 補 助 金	21,238,090
3 県 支 出 金		19,429,322
	1 県 負 担 金	19,429,321
	2 財政安定化基金支出金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		100,905,111
	1 支 払 基 金 交 付 金	100,905,111
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		19,654
	1 特別高額医療費共同事業交付金	19,654
6 財 産 収 入		2,681
	1 財 産 運 用 収 入	2,681
7 繰 入 金		3,188,985
	1 一 般 会 計 繰 入 金	646,195
	2 基 金 繰 入 金	2,542,790
8 繰 越 金		5,032
	1 繰 越 金	5,032
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		150,176
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	150,172
歳 入 合 計		241,143,472

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		656,533
	1 総 務 管 理 費	654,647
	2 賦 課 徴 収 費	1,886
2 保 険 給 付 費		239,902,869
	1 療 養 諸 費	230,753,279
	2 高 額 療 養 費	8,138,740
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,010,850
3 県財政安定化基金拠出金		190,000
	1 県財政安定化基金拠出金	190,000
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		19,855
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	19,855
5 保 健 事 業 費		314,343
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	314,343
6 基 金 積 立 金		2,681
	1 基 金 積 立 金	2,681
7 公 債 費		9,037
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	9,036
8 諸 支 出 金		48,154
	1 償還金及び還付加算金	48,154
歳 出 合 計		241,143,472

報告第1号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年2月17日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示51号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を次のように処分する。

平成21年9月17日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第4号）

平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ239,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,820,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月17日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		71,446,595	234,678	71,681,273
	2 国庫補助金	18,651,385	234,678	18,886,063
6 財産収入		406	4,704	5,110
	1 財産運用収入	406	4,704	5,110
歳 入 合 計		226,581,005	239,382	226,820,387

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		221,130,216	4,500	221,134,716
	2 高額療養諸費	7,005,958	4,500	7,010,458
6 基金積立金		406	234,882	235,288
	1 基金積立金	406	234,882	235,288
歳 出 合 計		226,581,005	239,382	226,820,387

受 理 番 号 平成22年請願第 1 号	後期高齢者医療保険料の値上げ中止を求める請願書
提出者 水戸市城南 3 - 15 - 24 茨城民医連内 茨城県社会保障推進協議会 代表委員 渋谷 敦司 茨城県後期高齢者運動連絡 会長 近沢 重男 外7,512名	〔請願趣旨〕 今年 4 月から後期高齢者医療保険料の値上げが計画されています。厚生労働省は13.8%値上げになると発表しました。 高齢者は年金が減ったうえに、介護保険料や税金の負担が増え、その上後期高齢者医療保険料が値上げされれば、生活を一層苦しめることになります。 茨城県後期高齢者医療広域連合事務局は「基金積立金を活用して値上げを抑制する」とは述べていますが、「値上げしない」とは言明していません。 後期高齢者医療制度は国民の強い怒りを呼び、昨年の総選挙で政権交代の一つの要因となりました。高齢者を年齢で差別する「現代のうば捨て山」との批判もあります。 県民を代表する貴議会が、高齢者と県民の立場にたち、値上げを中止する勇断を求め、以下のことを請願します。
紹介議員 鈴木 貞夫	
受理 平成22年 1 月19日	
	〔請願事項〕 来年度からの保険料値上げをしないこと。